

# 人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和3年3月29日から情報提供機能を拡充しています。

令和3年4月1日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、**直接入力による掲載申込み**を可能としています。

## マージン率等の情報提供

令和3年4月1日より、以下の①～⑧の情報について、**原則としてインターネットの利用により広く関係者に情報提供することが必要となっています。**

【労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、**インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。**

### 情報提供が必要な事項

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

### 情報提供が必要な事項

①	派遣労働者数	「 $\alpha$ 年度6月1日付け派遣労働者数 $\beta$ 人」
②	派遣先件数	「 $\alpha$ 年度 派遣先事業所数（実数） $\beta$ 件」
③	派遣料金の平均額	「 $\alpha$ 年度 労働者派遣に関する料金の額の平均額 $\beta$ 円」
④	派遣労働者の賃金の平均額	「 $\alpha$ 年度 派遣労働者の賃金の額の平均額 $\beta$ 円」
⑤	マージン率	「 $\alpha$ 年度 マージン率の平均 $\gamma$ %」 労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を 当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合
⑥	労使協定の締結状況	「労使協定を締結しているか否か（締結していない場合はその旨）」 「協定の対象となる派遣労働者の範囲及び協定の有効期間の終期」
⑦	キャリア形成支援制度に関する事項	「キャリアコンサルティングの相談窓口の連絡先（電話番号）」 「キャリアアップに資する教育訓練の概要」「訓練種別」 「対象となる派遣労働者の種別」「実施時間」「訓練方法」 「派遣労働者の費用負担の有無」「訓練中の賃金支給の有無」
⑧	その他の情報	労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項

